

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

令和 6 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 6 年 1 2 月 1 9 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 0 9 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	9 番	岡	田	勇
1 0 番	吉	田	哲	也				

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

8 番 小 西 啓

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

理事兼会計管理者
兼 会 計 課 長 岡 田 博 之

総 務 課 長 原 田 敏 明

地域力推進課長 富 田 幸 彦

人 権 啓 発 課 長 中 尾 政 弘

税 住 民 課 長 今 西 靖

福 祉 課 長 北 広 光

保 育 園 長 富 岡 初 代

福 祉 課 主 幹 小 川 恭 仁 子

総合施設整備課長
兼 診 療 所 事 務 長 但 馬 宗 博

国保診療所医療担当課長 馬 場 か よ 子

農 村 振 興 課 長 松 井 幸 則

建 設 事 業 課 係 長 森 脇 保 浩

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 3 番 山 本 達 也

4 番 高 山 豊 彦

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 広域連合議会の報告
- 日程第 4 議案第 4 8 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 9 号 和束町組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 0 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例
- 議案第 5 1 号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 2 号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 3 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 5 4 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 5 5 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 6 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 7 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 9 和束町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 1 0 発議第 1 0 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意
見書
- 日程第 1 1 発議第 1 1 号 健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書
- 日程第 1 2 発議第 1 2 号 北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書
- 日程第 1 3 発議第 1 3 号 企業団体献金の全面禁止を求める意見書

日程第 14 議員派遣について

日程第 15 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 6 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日、体調不良により、建設事業課長の代理として、森脇係長の議場への入場を許可しております。

小西 啓議員から遅刻の届出が出ています。

日程第 1、 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、山本達也議員、4 番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私から 1 点、諸般の報告をさせていただきます。

過日、京都府の西脇知事のほうから新聞発表がございましたので、その内容についてご報告させていただきます。

令和 7 年 2 月 2 4 日に鷺峰山トンネルが開通される運びとなりました。4 0 年にわたり皆様とともに続けてまいりました和東町民の夢がかない、実現することとなり、鷺峰山トンネル整備推進事業に携わっていただきました皆様に改めて感謝申し上げます。

鷺峰山トンネルの開通により、道が狭く、急カーブが連続する犬打峠を安全・快適に通行することができるようになるとともに、異常気象時における安全性の確保、現

在、整備が進められている新名神高速道路へのアクセス向上、茶産業をはじめとした地域振興、山城地域全体と連携した活力のある地域づくりなど、本町において様々な効果がもたらされることが期待されるところでございます。

開通当日は開通記念式典や通り初め式が開催されますとともに、あわせて、開通に先立ち、プレイベントとしてトンネル内のウォーキングイベントを計画しているところです。本日、関連事業について予算を提案させていただきますので、この点につきましても慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、あわせまして、和束町の町制70周年が令和6年12月15日でございます。この式典につきましても、隣「chanova」を活用しまして、午後から開催する予定をしておりますので、あわせてご連絡をさせていただきます。

以上、私のほうからの報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

改めまして、皆さんおはようございます。声が出ないということで、大変お聞き苦しいところがあるかと思いますので、その点も併せてよろしくお願いいたします。

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和6年第3回相楽東部広域連合議会定例会は、12月9日午前9時30分から南山城村議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、笠置町議会議員選挙の結果を受けて連合議会の議員となった4名の笠置町議会議員の紹介があり、議席の指定の後、議長選挙が行われ、笠置町の西昭夫議員が当選されました。

続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、閉会中の委員会調査報告を経て、3名による一般質問が行われました。

初めに、当町の村山議員から、和東小学校の法面の草刈りや小中学生の携帯電話の使用、学校健診について、次に、南山城村、鈴木議員から、学校体育館の空調整備や学校行事としての関西・大阪万博への対応について、最後に、笠置町、向出議員から、擁壁安全対策工事やごみ処理についての質問がありました。

続いて、付議されました議案について審議が行われました。

まず、認定第1号 令和5年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については、決算額を歳入総額7億5,492万9,765円、歳出総額で7億3,629万9,699円とするものであり、議員からは、授業改善アドバイザーや和東町スクールバスの対象者等に係る質問が出され、審議の結果、全員賛成で認定されました。

次に、承認第2号 令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号専決）については、歳入歳出それぞれ333万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,494万3,000円とするもので、笠置小学校の給食室において修繕を行ったもので、審議の結果、全員賛成により承認されました。

続いて、議案第7号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、審議の結果、全員賛成により可決されました。

議案第8号 令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ668万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ9億5,162万4,000円とするもので、人事院勧告に基づく人件費の増額や管内小中学校におけるインターネット回線の新設などについて予算が計上されたものでした。

議員からは、古墳除草作業の委託料や会計年度任用職員の人事院勧告に伴う給与改正、教育委員会における補正予算全般についての質問等が出され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

相楽東部選挙管理委員及び補充員の選挙の件については、指名推選により、それぞれ4名の方が当選されました。

その後、いずれも令和7年1月25日に任期満了を迎える同意第2号 相楽東部広域連合監査委員の選任、同意第3号 相楽東部地域公平委員会委員の選任については全員賛成で同意され、最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議を閉会いたしました。

以上で、令和6年第3回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第48号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第48号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和6年度人事院勧告において地域手当の支給地域が広域化し、本町も支給地域に含まれることとなりました。特別職の給料月額決定に当たっては、地域手当との関係性は大きく、一体として議論が可能となる旨を追加し、条例の一部を改正いたしたく提案させていただく次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

それでは、議案第48号のご説明を申し上げます。

議案第48号

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年12月19日提出

和東町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「及び地域手当」を加える。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

次のページが資料でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

次のページに概要でございます。議長のお許しを得ておりますので、一部改正の概要によりご説明を申し上げます。

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和6年度人事院勧告における給与制度のアップデートにおいて、地域手当の支給地域が広域化し、本町も支給地域に含まれることとなった。町長及び副町長の手当については、これまで審議会の所掌事項として意見を聞く対象としていなかったが、町長及び副町長の給料の額の決定に当たっては、給料月額と地域手当との関連性は大きく、一体として議論を行うことが適切であると考えられるため、特別職報酬等審議会の所掌事項に、町長及び副町長の地域手当の額を追加するため、本条例を改正するも

のでございます。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおりでございます。

3 施行日

公布の日から施行するということでございますので、よろしくお願いいたします。

4 （参考）特別職報酬等審議会条例について

特別職報酬等審議会については、特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期するため設置されているものでございます。地方自治法第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関である。

本条例におきましては、審議会の意見を聞く対象として次のものを規定しております。

- ・議会議員の議員報酬
- ・町長及び副町長の給料

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ただいま特別職報酬等審議会の条例改正についての説明がございましたが、今回、条例改正については条例改正だけなのか、それとも審議会を開いて審議されるのかどうか、もしされるとすれば、その審議の中でどのような審議がされるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、特別職報酬審議会でございますが、和東町におきましては、平成21年から現在まで開かれていないという状況でございます。今回町長の方から提案申し上げましたように、国の国家公務員の給与法の改正がございまして、それに合わせて、山城地域でいいますと、井手町、宇治田原町、和東町、笠置町、南山城村、この5町村につきましては、これまでは地域手当を支給できない地域となっております。それ以外の地域につきましては、当然、特別職の市長、町長、副市町村長ですね、これについては一定の地域手当が支給されるということになりますので、実質給料の引上げということになります。和東町におきましては、当然、特別職報酬審議会にお諮りをし、妥当な地域手当の選定をしていただくと。あわせまして、約16年間、審議会が開かれておりません。この間、全国様々な市町村では、議員の報酬についても審議をされております。私どもといたしましては、当然2月、3月に審議をしたいと考えておりますので、2月に和東町長の給与、また和東町議会議員の報酬につきましても審議をしていただいて、一定の結論を得たいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４８号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４８号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第４９号 和束町組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第４９号 和束町組織条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和束町健康福祉交流センターの完成に伴いまして、保健・医療・福祉等の住民サービスの向上、また、多様化する行政課題に迅速に対応できるよう、より効果的な組織機構の構築を目的とし、和束町組織条例の一部を改正したく提案させていただく次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第４９号のご説明を申し上げます。

議案第４９号

和束町組織条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年１２月１９日提出

和束町長 馬場 正実

次のページが一部改正条例の条文でございます。議長のお許しを得ておりますので、資料の新旧対照表の次に別記１、その次に一部改正概要によりましてご説明を申し上げます。

和東町組織条例の一部を改正する条例 概要

１ 改正理由

和東町健康福祉交流センターの完成に伴い、保健・医療・福祉等の住民サービスの向上や、魅力あるまちづくりを推進するとともに、多様化する行政課題に迅速に対応できるよう、限られた人員を最大限に活用することで、より効果的な組織機構の構築を目的とするものでございます。

２ 改正条例の施行日

令和７年４月１日施行ということでございます。

また、改正案の課名でございますが、「地域力推進課」を「まちづくり応援課」、「福祉課」を「健康福祉課」、「農村振興課」を「建設農政課」、「建設事業課」を「環境衛生課」に改めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それでは、幾つか確認させていただきたいと思いますが、今回、委員会的时候にも、そういう組織改編といいますか、条例の改定があるということで報告がありまして、健康福祉交流センターの改正に伴うということで聞いてはいたんですけども、実際に議案をいただいて、かなり大きな改正というものがあるというふうに思います。町長にちょっとその辺を確認したいんですけども、先ほど少し提案理由にも触れてお

られましたけども、今回このような一定大きな改変を行う上での狙いですね、それから目的を持つの改定なのかをもう一度確認したいのと、当然、組織の方は改定して4月1日からということになっていますけども、今後の人事異動のこともあると思いますが、その辺の考え方も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

概要につきまして私のほうから、また詳細につきましては担当理事、担当課長のほうから答弁させていただきます。

今回の改正につきましては、大きな改正という判断は私もしております。今回「c h a n o v a」ができた関係、福祉課と診療所を一体化したいということでございます。これにつきましては福祉医療を一体化していくと。これは今回建設してます診療所の中にリハビリ関係の部門を置くということも含めまして、福祉と医療の回復医療とそれから急性期医療の一体化を考えているというところでございます。

あわせて、以前から問題になっています水道の問題、これは西部水源、それから併せまして下水道の整備の問題等々がございます。それに併せて農地の問題等々いろいろございますので、この辺を一体化した計画的なものをつくっていくということも含めまして改正をしていくということでございます。

大きな部分につきましては、事業系のほうが大きくなると思いますけども、その辺りでスリム化を図りながら一体化した行政サービスを取り組みたいということが目的でございます。

以上、私のほうからの答弁とします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

理事とかに答弁させると言ってはったんで、どうやったんかなと思って。

それで、今、若干話がありましたけども、いずれにしても、これだけ大きな組織の改編というのは、単に職員の配置換えの問題だけにとどまりませんし、今言われたようなまちづくりの方向性とともに住民サービスにも影響する問題だと思います。ですから、やはりこれだけの大きな改編を行うからには、それ相応の検討経過がおありになるというふうに思います。やはりどういう経過で組織改編が検討されたのか、十分に担当する課長であるとか、また一定の職員の皆さんの意見も当然反映して検討されたというふうに思いますけども、その辺の検討経過について説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、一番大きな目的でございますが、馬場町長が申し上げましたように、組織のスリム化を図るところでございます。また、今般、これまでの地方創生の流れ、そして和東町の将来の課題に取り組むということが本来の目的でございます。平成23年4月に大きく組織が改革されまして、これまで大きな改革変更はございませんでした。その中で、住民の方が行政サービスを受けられるに当たって分かりやすいところ、的を絞っているところでございます。これについては、住民の方が相談しやすい、また申請等におきましてもワンストップでできるだけできるようにということで、今年の4月から、私と総務課長と協議を進めてきたところでございます。

中身自体は大きく組織は変わりますが、住民に分かりやすい、そして、できるだけワンストップになるというところに目標を置きまして、今回の組織改革の提案をさせていただいたところでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

先ほど言いましたように、組織の改編というのはいろいろな意味があると思うんですけれども、もちろん職員の方にとっても、職場環境ということにもつながってくることであり、今、スリム化とか、住民にとって分かりやすい組織ということを言われましたけれども、職員の皆さんもその中でどのように能力を発揮していくかとか、また働いていくかということにもなると思いますし、あと、各所管が担当するいろんな事務についていろいろと変更もあったと思うんですけれども、その所管の内容によっては、やはり人員の配置によっては大変な過重な負担になったりとかいうことなんかもやってみないと分からない面もありますけれども、いろんなことも起こってくると思います。

それで、先ほど理事と総務課長のほうで検討してきたというふうに言われましたけれども、全ての課長であるとか、また職員の方にも、やはり実際に住民の方と直接接しているのは一般職員の方が多いわけですから、そういう方から実際に分かりやすい組織をつくっていくためにはどういう組織が必要かとかいうようなことも当然聞いておられるというふうに思いますけれども、その辺の一定の管理職とか一般職員の方の意見とか、そういったものもどのように吸い上げられて今回の組織改編になったのか、もう一度説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本年の3月まで、私につきましては総務課長という立場で業務に当たってまいりました。また、本年4月からにつきましては、1階のほうに降りまして、理事という立場で業務をさせていただいているところでございます。これまで議会等の中で議員の皆さんからご質問がありました内容、また住民の方の動き、それを見ながら、私と総務課のほうで判断をしたところでございます。

大きな組織改革になりますと、やはりそれぞれの課長の立場がございますが、私を含めまして管理職につきましては、どの分野でも業務ができる課長だと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん町職員の方というのは、異動をいろいろされながらいろんな能力を身につけておられるというふうに思いますけども、その問題と実際にそういう改編をしていく上で広くそういう意見をくみ上げてね、本当に住民の方に分かりやすい丁寧な優しい、そういう組織にしていくという意味では、やはりそういったプロセスをしっかりとさせていただく必要があったんじゃないかというふうには思いますので、そこは実際にやっていただく中で検証もしていただきたいというふうに思います。

それで、具体的にお聞きしたいんですけども、今回の新設というか、名前を変えるというか、地域力推進課からまちづくり応援課というふうに名称を変えられて、一定、所管される事務についても整理されたというふうに思うんですけども、いわゆる印象としてですけども、まちづくり応援課の所管というのはかなり広範囲で、内容も多いなというふうには感じられるんですけども、これまでの地域力推進課との位置づけの違いというものと、やはりこれだけの事務を行うという意味では、一定の職員配置も必要になってくるというふうには思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、まちづくり応援課といいますのは、これまでの地域力推進課、観光行政を中

心にやってまいりました。しかしながら、時代の流れが変わってきております。和東町では、観光交流、また移住・定住に力を置きたいというところで、和東町の一番の目的であります交流人口の拡大、何としてでも人口の減少を食い止めたいという思いがありまして、和東町の企画部門の中核という形で考えているところでございます。

これまでの業務よりも実際増えますが、その辺りにつきましては、人員配置を増にするという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それとですね、あと幾つか確認したいんですけども、例えば、保健福祉課という名称を今回変えられますけども、保健福祉課で、今回、税住民課から後期高齢者医療や老人医療及び福祉医療に関することという事務について税住民課から移行されてるということがありますけども、これはどういうお考えなのかということと、それから、これまで農村振興課のほうで所管されていた勤労者対策というのがありますけども、これはまちづくり応援課のほうに移されておりますが、そもそも勤労者対策というのはどういうものとしてこれまで位置づけられてきたのか。今回、まちづくり応援課に移された意図というのが一体何なのかっていうことをお聞きしておきたい。

もう1点は、これちょっと確認だけですけども、いわゆる共同浴場の関係は、今回、福祉課から人権のほうに改めて移管するというような形での位置づけになっておりますけども、これは以前、一度、これだけのことで組織改定されたという経過がある中では、既に移行していたものではないのかというふうに思うんですけども、その辺の説明も含めていかがですか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今回、保健福祉課というところで後期高齢者医療の事務、また福祉医療の事務、移動させていただいております。これにつきましては、京都府でも進められております介護と後期高齢者医療保険との業務に関係があるということで、ほかの市町村につきましても、介護部門と後期高齢者医療部門の事業を並行して拡充をしているところがございます。

あと、勤労対策につきましては、当然、和束町、これから観光・交流部門で力を入れるということでお話をさせていただいております。

将来的な課題といたしまして、当然いろいろな施設を経営計画する中で、その中で働く人を確保するという意味で、今回まちづくり応援課のほうに異動させていただいているところがございます。

あと、共同浴場につきましては、今年の6月定例会のほうで承認をいただきまして、人権啓発課の事務ということでさせていただいているところがございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

最後になりますけども、今回、建設事業課、また農村振興課のほうも再編されてるわけですけども、新しい施設ね、健康福祉交流センターができて、そこに福祉課等も移動されるというふうにはなると思うんですけども、今、農村振興課が入っておられる西館でありますね、そこの扱いはどうされるのかということと、それから最後に、先ほど住民にとって分かりやすい組織にするという話をされましたけども、やはりこれだけ大きく変わるわけですので、いろいろ所管も変わってまいります。住民の方がいろんなご相談とか、いろんなことで役場を訪れるということもあると思うんですけど

ども、その辺、混乱のないようにですね、これから分かりやすく周知もしていただく必要があるというふうに思いますし、また役場内とかセンターの案内であるとか、そういったこともやはり分かりやすく表示していただくということも今後必要になってくると思いますので、その辺の考え方や具体的な取組をどうしようと考えておられるのか、それも含めてお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、西別館といいますか、現在、農村振興課が執務に当たっているところでございます。これにつきましては、岡本議員もご承知のとおり、和束町のＪＡのほうから、本当に安い値段で払下げを受けた施設でございます。ＪＡのほうからは、農業振興に役立ててほしいということで譲っていただいている施設でございますので、当然その施設につきましては、農業の振興のほうで役立てていくということは変わりございません。

あわせてまして、４月以降の住民への周知の関係でございますが、まず、今回の１２月定例会で議会の承認をいただかなければ次が始まりません。１月の管理職会議、また広報紙のお知らせ版等で住民への周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

７番、畑議員。

○７番（畑 武志君）

今回の組織改革、大きな改正は１４年ぶりだと思うんです。今、岡本議員のほうから質疑があったわけですが、まちづくり応援課、非常に窓口が大きくなると。これに

ついでにB & Gに関する事、体験交流センター、活性化事業に関する事、これは恐らく農村振興課と総務課が持っていたと思うんです。これについて、より多くの課が仕事を抱えてくるということになると思うんですけど、それについてもう一度答弁をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり応援課ということで、これまで平成23年に大きな機構改革をさせていただいたんですけども、そのときに農村振興課、地域力推進課という形で分けさせていただいております。

しかしながら、業務につきましては、農村振興課の業務と地域力推進課の仕事の内容が重なっている等がございましたので、今回、観光と交流に力を入れるということで、公共施設につきましても、まちづくり応援課というところに所管を移管させていただいたところでございます。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

分かりました。行政が動きやすいようにやっていただいたら結構なんです。

一つ気になるのは、先ほど岡本議員のほうから、産業委員会ではこういうお話があったと。私、総務委員長という立場の中で、総務委員会ではこの報告はございませんでした。その辺がちょっと分からないんですよ。産業ではこういう組織改革をやりましますよと。だけど総務委員会ではそういうことはなかったように思うんです。そこら辺の考えだけお聞かせいただきたい。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

本来、総務厚生常任委員会のほうでも、その他という部門で説明をさせていただくのが本来でございましたが、その報告が漏れておりました。大変申し訳ございません。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

お伺いをしたいことがあります。

交流人口を増やすということでこの組織改革をされて、まちづくり応援課というのができたと。従来からこの町のアピール、告知といいますか、子育てにしてもそうですけれども、非常にいいことをしているのに、なかなか周辺地域なり、町外の方にはそういったことは知れ渡ってない。そういったところに関して、まちづくり応援課というところが今後やられると思うんですけれども、前からちょっと申し上げてる広報という専門部隊といいますか、広報を中心に、例えば、ホームページ一つのリニューアルにしても非常に遅れている。そこには必要な情報が上がってないですとか、例えばこの間、茶源郷祭りがそれに該当するかどうか分かりませんが、町のイベントとしてやっている中で、茶源郷祭りのことすら上がっていない、そういったような部分は、広報ということを軸に、専門の部隊というのは、まちづくり応援課の中でできるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、和東町の広報につきましては、当然、今までも総務課でやっておりましたし、その辺りは総務課で力を入れてやりたいということで、これまでどおり、業務につきましてはまちづくり応援課のほうには行きませんが、総務課が管理するという形になります。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

そのところで情報の共有といいますかまちづくり応援の話が多分ホームページにしてもそうですけれども、多いかと思うんですけれども、情報共有とか、専門部隊をつくらずにやれるというふうなお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これまでの広報の取組、またホームページの取組につきましては、それぞれの担当課長の責任で変更、また確認をしていただいたところでございますが、今回、企画部門と広報部門を分けさせていただいている大きな理由につきましては、この広報につきましても総務課がしっかり管理をするという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

その広報の中で観光とかイベントとか、あとはもう一つ、ふるさと納税を町外の、

要するに、日本国中もしくは世界、世界は関係ないですけども、日本国中にアピールするような、そういったことというのも、やはりその総務課のほうで告知されるということではよろしいですか。

もう一つちょっと気になる、まちづくり応援課の中の勤労者対策に関することなんですけれども、以前から気になってたのが、高齢化ということが進んで、茶畑が減っていったるといいますか、放棄地が増えているというふうなことがあります。和東町の観光を支えてる大きな一つは、やっぱり茶畑の景色だと思うんですね。それがどんどん今減少していった中で、茶畑が全くなくなることはまだないかもしれないんですけれども、その検証してる対策という中で、茶畑を継承するといえますか、そこを引き継いでやっていただくような茶畑への就農をされる方、移住をしてきて就農する方向けの教育プログラムといえますか、そういった方々に向けて、まず和東町で農業をやりませんかというアピールと、その方々を基本的なところまで育てるようなプログラムですね、そういったものを策定されたらどうかなというのはちょっと気になってまして、その勤労者対策の中にそういった就農プログラムみたいなことを組み込むということはできるものでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

和東町の主産業である茶の振興につきましては、今回、建設農政課というところを考えているところでございます。当然、農業振興につきましては、この建設農政課のほうで対応するという事で、人員につきましても、今までの減らすことなく充実を図りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○ 3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

もし、具体的なプログラムのことを策定されるということであれば、またいろいろ考えていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

1 番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

それでは、私のほうから 1 点だけお聞きしたいと思います。

先ほど岡田理事は、今の農村振興課の入ってる建物はそのまま残すというような趣旨の発言をいただきましたけど、要するに、建設農政課が道路・河川・橋梁、その他建設事業に関することということは、建設のほうを今度は分野に入ってくるわけなんですけども、環境衛生から入札に関すること、これも建設のほうですね。だから、私、思ってるんですが、福祉課が今度移動しますわね。あそこの部署がすっぽり空いてきますね。そこへ農村振興課が入るんじゃないかと思ってるんですが、その辺はどうなるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

岡田理事。

○理事兼会計管理者兼会計課長（岡田博之君）

はい、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、まず機構改革をして、空いた福祉課のスペースですけども、これにつきましては、管理職の中で検討して、どの部署を福祉課の後に置くのがいいかというところで検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

ということはまだ決まってないわけですね。私個人的には、建設がスムーズに進むためには、やはり隣同士にいるのがベターではないかと思うんですが、その辺のほう、検討をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第49号 和束町組織条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 和束町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第５０号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第５１号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、議案第５０号及び５１号のご説明を申し上げます。

議案第５０号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年１２月１９日提出

和束町長 馬場 正実

次のページが一部改正の条文でございます。議長のお許しを得ておりますので、資料の新旧対照表の次に一部改正の概要によりましてご説明のほうを申し上げます。

新旧対照表につきましては後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

先ほど町長からの提案理由にもありましたように、人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第１条でございますが、令和６年１２月の期末手当の支給率を０．０５月分引上げさせていただきます。これまで「１００分の１７０」のものを今後１２月からは「１

00分の175」ということとでございます。こちらにつきましては、令和6年4月1日に遡及して適用するということとなっております。

次に、第2条関係でございますが、6月と12月の期末手当の支給率を同じ利率に改正するという事で、こちらにおきましては、施行期日が来年の4月1日ということとでございます。

6月の期末手当の支給率につきましては、「100分の170」を「100分の172.5」に、また12月の期末手当につきましては、「100分の180」を「100分の172.5」ということで、同じ率に改正するものでございます。

続きまして、

議案第51号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年12月19日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、今回の改正の条例案でございます。

その次に別表1、別表2ということで、今回改正いただきます行政職の給料表をつけさせていただいております。

少しめくっていただきまして、その次に資料No.51といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明をさせていただきます。

新旧対照表の次に今回改正に伴いますそれぞれの職員の配置の給料表をつけさせていただいているところでございます。

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

こちらにつきましても、先ほど馬場町長が申し上げましたように、人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条でございますが、令和6年12月期末手当支給率を0.05月分引き上げるものでございます。これで1.275月分、なお特定管理職員につきましては1.075月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.7125月分を改正するものでございます。

また、令和6年12月の勤勉手当の支給につきましても0.05月分引き上げるもので、1.075月分になるものでございます。

なお、特定管理職員につきましては1.275月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.5125月分に改正するものでございます。

あわせまして、給料月額につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置きまして、平均3%の引上げを基本に給料表の改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日となっております。

次に、第2条関係でございますが、6月と12月の期末手当を一律1.25月分にするものでございます。

なお、特定管理職につきましては1.05月分、定年前再任用時短勤務職員につきましては0.7月分に改正するものでございます。

あわせまして、6月と12月の勤勉手当につきましても、一律1.05月分に改正するものであり、特定管理職につきましては1.25月分、定年前再任用時短勤務職員につきましては0.5月分に改正するものでございます。

こちらにつきましては、来年4月1日から施行するものでございます。これによりまして、年間これまで期末勤勉手当4.5月分が4.6月分に0.1月分引き上げるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第51号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第51号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第52号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和東町職員の給与に関する条例の改正が行われ、給与が改定された場合に、当該条例の施行日の属する年度の1月1日から改定を行う旨を規定し、また勤勉手当の支給率については、期末手当と同様の支給率の取扱いとする旨を規定するため、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、議案第52号のご説明を申し上げます。

議案第52号

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年12月19日提出

和東町長 馬場 正実

次のページが一部改正条例の条文でございます。議長のお許しを得ておりますので、資料の新旧対照表の次の一部改正概要によりましてご説明を申し上げます。

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例概要でございます。

1 会計年度任用職員の給与の額は、和東町職員の給与に関する条例の改定が行われたときは、当該条例の施行の日の属する年度の1月1日（当該条例の施行の日が1月1日以降の日の場合は、その日）から改定を行うこととするということでございます。

2 令和6年4月より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になり、支給率についての規定を、期末手当と同様の扱いとするための改正を行うものでござい

ます。

施行日につきましては、令和6年4月1日ということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

幾つか確認させていただきますけれども、まず、初めにありましたように、和束町職員の給与に関する条例の改定が行われたときは云々という話ですけども、いわゆる職員の給与の改定に伴って会計年度任用職員の方の給料というものも、いわゆる基本的に今回引上げ改定になっていますので、準じて、会計年度任用職員の方の給料も引上げ改定をされていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

この改定につきましては、一応、職員に準ずるものということでは改正させていただきますけれども、改定につきましては、来年1月1日の給料分から改定させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

来年1月1日、翌年の1日から適用するということですけども、自治体におきましては、いわゆる令和6年度であれば令和6年4月まで遡及して改定するというような

ところもあると聞きますけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせています。

会計年度任用職員につきましては、これまでどおり給与の遡及というのはさせていただいておりません。今回におきましても、引き続き遡及は行わないということで調整させていただいているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それとですね、今回、来年1月1日から給与を準じて引き上げるということですけども、それに伴って、会計年度任用職員の方でいうと、時給で働いてる方もおられると思うんですね。時給幾らという形で給与表というか、賃金表を設けて、それで募集されているということがあると思うんですけども、当然そういう給与の改定を受けて、時給についても改定するということになると思うんですけども、特に今年の10月秋ですね、最賃の改定があったと思うんですけども、以前は最賃の改定に合わせて、一定、今で言う会計年度任用職員の方の時給も改定するということもさせていたときがあったと思うんですけども、今回はそれに合わせた改定はされておりません。そういう意味では、今回、来年1月1日以降の時給の改定というのも行われるというふうに認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

10月の賃金の改定時につきましては、会計年度任用職員につきましては条件を満

たしているということで、改定はさせていただいておりませんでした。今回におきましても、職員並みに約３％上げさせていただくということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

その場合、最賃のいわゆる適用というのは最低限されていると思うんですけども、それをしないと法違反になると思いますけども、やはり一定、和束町の場合、そういう方を募集する上でも、いろんな意味で人を獲得するというのはすごく大変なことだと思うんですね。処遇改善という意味では、ほかの地域よりも一定の条件をよくしていくということもしていかなないとなかなか人が集まらないというような状況も実際あると思うんですね。そういった意味では、今度の改定についても、受給換算についてもその辺も加味して一定の思い切った引上げもしていくと。最賃ギリギリにへばりつくということじゃなくて、町としても人を獲得するという意味で一定条件をよくしていくという考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員おっしゃるとおりですね、賃金が低ければなかなか働き手がないというところでございますが、今回、和束町職員の採用をさせていただけたわけでございますが、これは統一試験ということになりますので、ほかのところも受けていただけるということでございますが、初任給につきましては、南山城村また笠置町よりも高い給料で募集させてはいただいたところですけども、今回採用ゼロということに一般職員のところはなっております。給料が高ければ来ていただけるというものではなかな

か簡単には申し上げられませんが、議員ご指摘のとおり、そういう条件が整わなければなかなか働き手もないということです、そこら辺につきましては今後調整を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん給料の額面だけでどうこうというね、南山城村と笠置町に比べて高いというだけで、ある意味、人が来るのかというのはありますけども、ただ、そういう部分と、やはり今これだけ物価も高いわけですので、特に会計年度任用職員の方の部分についていえば、いわゆる今いろんな壁の問題とかも言われている状況もありますけども、やはり収入を増やしたいという部分では、一定、時給の良いところに人が流れるというのはありますので、そこもぜひ検討する中で引上げのほうを行っていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、いわゆる期末手当と勤勉手当の支給が可能になった面ですけども、ちょっと確認ですが、この勤勉手当にしても期末手当にしても、会計年度任用職員の中でどのような条件の方が支給対象になっているのかというのをもう一度確認をしておきたいというふうに思いますし、大体、今の会計年度任用職員の方の中でどれだけの方が対象になる予定か、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、週20時間以上の月額の会計年度任用職員に適用させていたいただいているところでございます。

以上です。

申し訳ございません。人数につきましては、今、資料のほうを持ち合わせておりませんので、はっきりした人数が今、答弁をさせていただくことはできませんので、また後ほど人数を確認しましてご報告させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そこはお願いしたいと思いますが、最後にこの期末手当等の支給の今対象の方が週20時間以上ということで対象になっておられますけども、いわゆる国の示している基準ですね、総務省等が言ってる会計年度任用職員の方の手当類の支給対象として、一定、20時間以上じゃなくて、たしか15時間以上だったというふうに思うんですね。ですけども、町としては20時間以上に設定してるという状況があると思います。この辺は今後、国の基準等も勘案しながら改定していくという方向性はないのかどうかですね、その辺の考えだけ最後聞いておきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、答えさせていただきます。

そちらの改定につきましては、国のほうは13.5時間ということでお示ししていただいていることございますが、こちらにつきましては13.5時間以下の方もおられますので、そこら辺のところも調整する必要がございますので、また、そちらにつきましては、できるだけ検討はさせていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第５２号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５２号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時５０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３７分～午前１０時５０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの岡本議員からの質問に対し総務課長から答弁の申出がありますので、許可いたします。

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

先ほど岡本議員のほうからいただきました会計年度任用職員のボーナスの支給人数でございますが、ボーナス支給人数につきましては２５人、現在、会計年度任用職員の採用人数は６６人でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

日程第８、議案第５３号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第４号）、議案第

５４号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第５５号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第５６号 令和６年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第２号）、議案第５７号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第３号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第５３号から議案第５７号の提案理由を申し上げます。

議案第５３号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、総合保健福祉施設整備事業、町道中溝学校線改良事業及び給与改定等に伴う職員人件費等において

議案第５４号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、直診勘定における給与改定等に伴う職員人件費等において

議案第５５号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、保険事業勘定における介護予防サービス給付費や介護予防住宅改修費等において

議案第５６号 令和６年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第２号）は、町道中溝学校線改良事業に伴う水道管布設替及び給与改定等に伴う職員人件費等において

議案第５７号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第３号）は、給与改定等に伴う職員人件費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、議案第５３号のご説明を申し上げます。議案書のほうをよろしく願い
いたします。

議案第５３号

令和６年度和束町一般会計補正予算（第４号）

令和６年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９２，５００千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，７６９，３００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条 繰越明許費の追加・変更は、「第３表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の追加・変更は、「第４表 地方債補正」による。

令和６年１２月１９日提出

和束町長 馬場 正実

次のページが第１表でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

１５款国庫支出金、３億４，９９４万９，０００円、２，１１０万円、３億７，１０４
万９，０００円。

１６款府支出金、２億４３０万４，０００円、７５４万１，０００円、２億１，１８

4万5,000円。

17款財産収入、130万2,000円、18万円、148万2,000円。

19款繰入金、4億3,142万2,000円、4,100万円、4億7,242万2,000円。

21款諸収入、5,261万7,000円、637万9,000円、5,899万6,000円。

22款町債、11億810万円、1,630万円、11億2,440万円。

歳入合計でございますが、46億7,680万円、9,250万円、47億6,930万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。歳出におきましても、款・補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1款議会費、5,373万7,000円、40万5,000円、5,414万2,000円。

2款総務費、7億4,407万5,000円、553万6,000円、7億4,961万1,000円。

3款民生費、18億3,820万円、5,645万5,000円、18億9,465万5,000円。

4款衛生費、5億5,367万6,000円、94万1,000円、5億5,461万7,000円。

5款農林業費、1億4,575万2,000円、159万5,000円、1億4,734万7,000円。

6款商工費、1億911万1,000円、15万円、1億926万1,000円。

7款土木費、3億4,655万4,000円、3,641万7,000円、3億8,297万1,000円。

8款消防費、2億2,688万7,000円、△1,293万8,000円、2億1,

394万9,000円。

9款教育費、2億2,223万3,000円、393万9,000円、2億2,617万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、2表 債務負担行為補正でございます。

1. 追加

事項：町道中溝学校線改良事業、期間：令和6年度から令和7年度まで、限度額：3,500万円。

続いて、第3表 繰越明許費補正でございます。

1. 追加

7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名：町道中溝学校線改良事業、金額3,400万円。

2. 変更

3款民生費、1項社会福祉費、事業名：総合保健福祉施設整備事業、補正前の金額150万円、補正後の金額4,150万円。

次のページが、第4表 地方債補正でございます。

1. 追加

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

町道撰原下島線拡幅改良事業（緊急防災・減災事業）、1,500万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

町道中溝学校線改良事業（公共事業等）、2,100万円、起債の方法、利率、償

還の方法については前項同様でございますので、省略をさせていただきます。

石寺景観展望施設整備事業（緊急防災・減災事業）、2,290万円。

計5,890万円でございます。

2. 変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明申し上げます。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、1,500万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。0円、起債の方法、利率、償還の方法については起債前と同様でございますので、以下、起債の方法、利率、償還の方法は補正前・補正後同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的と補正前・補正後の限度額を申し上げます。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、2,350万円、1,880万円。

石寺景観展望施設整備事業（過疎対策）、7,090万円、4,800万円。

補正前計1億940万円、補正後の計でございますが、6,680万円でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関する説明書No.53についてご説明を申し上げます。

総括は省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののご説明とさせていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、補正額525万円、1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費負担金で計上しているところござ

います。

同款、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、補正額1,512万9,000円、3節道路橋りょう費補助金で、社会資本整備総合交付金（道路）ということで計上させていただいているところでございます。

16款府支出金、2項府補助金、8目災害復旧費府補助金で補正額409万8,000円で、農業用施設災害復旧費補助金（施越）で計上させていただいているところでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、54目地域福祉基金繰入金、補正額4,000万円。こちらにつきましては、1節地域福祉基金繰入金で4,000万円計上させていただいているところでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額617万9,000円でございます。こちらにつきましては、デジタル基盤改革支援補助金で617万9,000円を計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いします。

22款町債、1項町債、6目土木債、補正額1,630万円、1節道路橋りょう債で、こちらにつきましては事業債の変更によるもので、中溝学校線改良事業におきましては、1,630万円の増額を計上させていただいているところでございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきます。

また、先ほど議決いただきました給料改定に伴います職員の人件費989万円をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額302万8,000円。こちらにつきましては主なものといしましては、（事業）電子計算費の京都府町村会情報センター負担金で95万6,000円、また、こちらも（事業）でございますが、デジタル地域ポイント事業費、1枚おめくりいただきまして、委託料で地域ポイント

システム導入等支援業務委託料で△71万2,000円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、9目自治振興費、補正額124万円でございます。こちらにつきましては、コミュニティ振興事業補助金でございます。124万円計上させていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額4,890万円。主な事業でございますが、障害者自立支援給付事業、扶助費で障害者自立支援に1,050万円、また（事業）自殺対策事業費の委託料で自殺対策推進計画策定支援業務委託料につきましては△160万円、同じく（事業）総合保健福祉施設整備事業、工事請負費で健康福祉交流センター南側公園整備工事4,000万円計上させていただいているところでございます。

少し飛ばさせていただきまして、17、18ページをお願いいたします。

5款農林業費、2項林業費、次のページをお願いいたします。2目林業振興費、補正額100万円。こちらにつきましては、森林経営管理事業の林道鷲峰山線応急補修工事に100万円計上させていただいております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で補正額15万円、（事業）商工振興諸経費で、委託料といたしまして移動販売委託料で15万円を計上させていただいております。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額199万9,000円。主なものでございますが、（事業）鷲峰山トンネル開通式典事業といたしまして184万3,000円計上させていただいております。

同款、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、補正額3,400万円でございます。こちらにつきましては、町道中溝学校線改良事業で、1枚おめくりいただきまして、工事請負費に2,200万円、また補償金に1,200万円を計上させていただ

いております。

８款消防費、１項消防費、１目常備消防費、△１，２９３万８，０００円。こちらにつきましては、相楽中部消防組合費の減額分でございます。

９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費、補正額３９３万９，０００円。こちらにつきましては、相楽東部広域連合負担金、主に給料改定に伴うものでございます。

２３ページ以降につきましては給与費明細をつけさせていただいております。また、お目通しのほうをお願いいたします。

特別会計につきましては、所管課長よりご説明申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第５４号をよろしく願いいたします。

議案第５４号

令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１，０９６万円とする。

２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月１９日提出

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1 款診療収入、6,330万9,000円、23万4,000円、6,354万3,000円。

6 款繰越金、130万円、110万6,000円、240万6,000円。

7 款繰入金、3,137万円、24万円、3,161万円。

歳入合計、1億938万円、158万円、1億1,096万円。

おめくりください。

歳出でございます。同様に、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

1 款総務費、7,246万2,000円、134万7,000円、7,380万9,000円。

2 款医業費、3,658万5,000円、23万3,000円、3,681万8,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書により説明させていただきます。

N o . 5 4 の資料をよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書、令和6年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直営診療施設勘定）N o . 5 4 の資料でございます。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いします。

まず、2 歳入でございます。補正額と内容をご説明いたします。

1 款診療収入、2 項外来収入、4 目一部負担金収入、2 万 3,000 円、現年度分でございます。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、2 1 万 1,000 円、現年度分。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 1 0 万 6,000 円、純繰越金でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 4 万円、一般会計繰入金でございます。

おめくりください。7、8 ページをお願いいたします。

3 歳出です。歳入同様にご説明いたします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、1 3 4 万 7,000 円。主なものは、人件費でございます。あと、通信運搬費、手数料等々でございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費、2 3 万 3,000 円。これにつきましては、使用料及び賃借料、在宅酸素利用者が 1 名増えたためのものでございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細となっております。後ほどお目通しくださいますようよろしくお願いいたします。

以上で、令和 6 年度直診施設勘定の予算補正の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 5 5 号の説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第 5 5 号

令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,633万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月19日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1億3,291万3,000円、87万1,000円、1億3,378万4,000円。

3 款国庫支出金、1億7,458万9,000円、105万1,000円、1億7,564万円。

4 款支払基金交付金、1億9,286万円、108万円、1億9,394万円。

5 款府支出金、1億909万9,000円、49万9,000円、1億959万8,000円。

7 款繰入金、1億2,130万1,000円、49万9,000円、1億2,180万円。

歳入合計、7億5,263万円、400万円、7億5,663万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、6億9,073万円、400万円、6億9,473万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.55、予算に関する説明書、令和6年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

1ページから4ページまでは議案書と重複いたしますので、省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみの説明とさせていただきます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額108万円、1節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。こちらにつきましても主なもののみの説明とさせていただきます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、補正額100万円。これにつきましては、介護予防サービスの負担金でございます。

同款、同項、6目介護予防住宅改修費、補正額100万円。これにつきましても、介護予防の住宅サービスに係ります負担金でございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

同款、4項、高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額100万円。これにつきましては、高額サービスの事業費の負担金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業係長。

○建設事業課係長（森脇保浩君）

それでは、私のほうから、議案第56号の説明をさせていただきます。

議案書をよろしくをお願いいたします。

議案第56号

令和6年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和6年度和束町簡易水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度和束町簡易水道事業会計(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項、(3)主な建設改良事業、(ロ)町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替、既決予定額250万円、補正予定額1,200万円、計1,450万円。

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順にご説明させていただきます。

支出

第1款水道事業費用、2億1,328万4,000円、18万6,000円、2億1,347万円。

第1項 営業費用、1億8,470万2,000円、159万7,000円、1億8,629万9,000円。

第3項 特別損失、626万5,000円、△141万1,000円、485万4,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第4条につきましても同様の説明とさせていただきます。

収入。

第1款資本的収入、6,680万3,000円、1,200万円、7,880万3,000円。

第2項負担金等、800万円、1,200万円、2,000万円。

支出。

第1款資本的支出、1億4,220万6,000円、1,200万円、1億5,420万6,000円。

第1項建設改良費、1,220万4,000円、1,200万円、2,420万4,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目) (1) 職員給与費、(既決予定額) 1,214万円、(補正予定額) 82万円、(計) 1,296万円。

令和6年12月19日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.56をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、少し飛びますが、13ページをお願いいたします。13ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業会計予算内訳書。

款、項、目、節、金額の順にご説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

収益的収入及び支出

支出

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、動力費、52万7,000円、浄水場設備等動力電気代。

同款、同項、総係費、給料39万9,000円、手当22万1,000円、期末勤勉手当、通勤手当。こちらにつきましては、給与改定等に伴う増額でございます。

同款、特別損失、その他特別損失、その他特別損失△147万2,000円、過年度分消費税。こちらにつきましては、令和5年度分の消費税納付額の確定に伴う減額

でございます。

14 ページに移りまして、資本的収入及び支出。

支出。

資本的支出、建設改良費、配水管布設費、工事請負費 1,200 万円、町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替。

ページを戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。2 ページでございます。

令和 6 年度和東町簡易水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書。主なもの及び補正のあるもののみをご説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で 8,344 万 6,000 円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出△1,974 万 6,000 円、こちらは町道中溝学校線改良工事に係る水道布設替等に伴い、増額となったものでございます。

投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で△316 万 2,000 円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計で△7,032 万 5,000 円。

資金増加額 995 万 9,000 円、資金期首残高 1,040 万 9,000 円、資金期末残高 2,036 万 8,000 円。

続きまして、3 ページから 5 ページは給与費明細でございますので、後ほどお目通しくください。

続きまして、9 ページをお願いいたします。9 ページでございます。

令和 6 年度和東町簡易水道事業予定貸借対照表（令和 7 年 3 月 31 日現在）

主なもの及び補正のあるもののみをご説明させていただきます。

資産の部

1 固定資産

（1）有形固定資産

ハ 構築物 37 億 3,296 万 6,000 円。こちらは町道中溝学校線改良工事に係る水道布設替等に伴い、増額となったものでございます。

以下、補正はございませんので、少し飛びまして、9 ページの一番下でございます。

資産合計 24 億 7,897 万 7,000 円。

10 ページに移りまして、負債の部でございます。

10 ページの中ほどでございますが、負債合計 23 億 427 万 4,000 円。

資本の部

10 ページの下でございます。

資本合計 1 億 7,470 万 3,000 円。

10 ページの一番下、負債の部及び資本の部の合計額となります負債資本合計が 24 億 7,897 万 7,000 円となり、こちらは 9 ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

11 ページから 12 ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、簡易水道事業補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

続きまして、議案第 57 号の説明をさせていただきます。

議案書をよろしくお願いいたしますします。

議案第 57 号

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第 3 号）

は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順にご説明させていただきます。

収入

第1款下水道事業収益、1億6,493万9,000円、99万8,000円、1億6,593万7,000円。

第2項営業外収益、1億3,621万円、30万7,000円、1億3,651万7,000円。

第3項特別利益、0円、69万1,000円、69万1,000円。

支出

第1款下水道事業費用、1億6,445万7,000円、84万3,000円、1億6,530万円。

第1項営業費用、1億4,233万4,000円、79万2,000円、1億4,312万6,000円。

第3項特別損失、134万6,000円、5万1,000円、139万7,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目) (1) 職員給与費、(既決予定額) 1,444万6,000円、(補正予定額) 74万3,000円、(計) 1,518万9,000円。

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中に定めた一般会計から補助を受ける金額「7,645万2,000円」を「7,675万2,000円」に改める。

令和6年12月19日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.57をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、少し飛びますが、13ページをお願いいたします。13ページでございます。

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書

款、項、目、節、金額の順にご説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

収入

下水道事業収益、特別利益、その他特別利益、その他特別利益 6 9 万 1, 0 0 0 円、消費税還付金等。

支出

下水道事業費用、営業費用、総係費、給料 3 2 万 7, 0 0 0 円、手当 2 0 万 8, 0 0 0 円、期末勤勉手当、通勤手当。こちらにつきましては、給与改定等に伴う増額でございます。

ページを戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。2 ページでございます。

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業、予定キャッシュ・フロー計算書。

今回大きな補正はございませんので、各項目の合計額のみをご説明いたします。

- 1 業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で 4, 8 5 7 万 6, 0 0 0 円。
- 2 投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で△ 1 0 9 万 4, 0 0 0 円。
- 3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計で△ 3, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円。

資金増加額 1, 1 3 4 万 6, 0 0 0 円、資金期首残高 3 2 4 万 4, 0 0 0 円、資金期末残高 1, 4 5 9 万円。

続きまして、3 ページから 5 ページは給与費明細書でございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、9 ページをお願いいたします。9 ページでございます。

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業予定貸借対照表（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

貸借対照表につきましても大きな補正はございませんので、各部の合計額のみをご

説明いたします。

資産の部

一番下でございます資産合計 28 億 3,401 万 5,000 円。

10 ページに移りまして、負債の部でございます。

中ほどの負債合計 25 億 9,532 万 9,000 円。

資本の部

10 ページの下でございます。資本合計 2 億 3,868 万 6,000 円。

10 ページの一番下、負債の部及び資本の部の合計額となります負債資本合計が 28 億 3,401 万 5,000 円となり、こちらは 9 ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

11 ページから 12 ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、特定環境保全公共下水道事業補正予算の説明とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 42 分～午後 1 時 30 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、これから質疑を行います。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認及び質問をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の補正予算案の説明資料の 10 ページでございます。ここにデジタル地域ポイント事業費というのが計上されております。私も産業常任委員会の中で、今回、物価高騰対策について質問をさせていただきました。一昨日 17 日、国のほうで補正予算も成立したということでございます。産業常任委員会で質問させていただ

いたときには、物価高騰の対策につきまして、デジタルポイントを活用した中で検討していきたいというようなご答弁をいただいたかというふうに思いますし、先日の他の議員の一般質問の中でもそのようなお話だったと思います。このことについて今回の国の重点支援地域交付金を活用したらですね、物価高騰対策についてどのように考えておられるのか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、高山議員がおっしゃられたとおり、交付金につきましては、一昨日、うちのほうに通知があったと聞いています。金額につきましては担当のほうに確認していただいたら結構かと思えますけども、基本的にはデジタルポイントを通じて、できるだけ早い時期に住民の皆さんに物価高騰対策に対して何らかの手だてを組みたいということをおっしゃいますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

何らかということでございますが、今のところ方向性というか考え方ですね、どのようなものを考えておられるのか、具体的なものがあればお願いしたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今までは商品券という形で出しておりましたけども、これにつきましては、印刷、

それから郵送等々に時間を要しましたので、デジタルポイントを使うことによって時間をできるだけ短縮した中で活用できればということで、今、検討に入っておりますので、ご理解のほうをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

分かりました。

ということは、今回、燃料であるとかですね、いろんな形のものがあるかと思うんですが、全体的に活用できるようなポイントというふうに考えさせてもらっていいのかなと思います。

あわせて、低所得者世帯ですね、低所得者に対する 3 万円についてはどのような考え方なのか、それもデジタルポイントなのかどうなのか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

低所得者世帯への 3 万円の給付については、3 月に補正予算を予定しているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

分かりました。それでは、またよろしく願いいたします。

次に、14 ページです。

介護保険事業勘定の特別会計繰出金ということで計上されています。今年度ですかね、国のほうの介護報酬単価が減額された中で、特に訪問介護のほうは事業として非

常に厳しくなっている。全国的に見ても、多くの訪問介護事業者が倒産しているとか、そういった実態がございます。本町におきましては、そういった訪問介護については社会福祉協議会のほうが唯一、本町のほうで対応いただいている状況にあるわけですが、社会福祉協議会の状況をお聞きしましても、大変厳しい状況にあるということでございました。それにつきまして、町としてやはり唯一のそういった訪問事業者である社会福祉協議会に対して、事業を継続していく意味での支援といいますか、そういったことのお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

その辺につきましてはいろんな話もお聞きしていますし、また先日、社会福祉協議会のほうからの申入れもございました。一旦こちらのほうに持ちまして検討させていただくということで回答しておりますので、しっかりと吟味しながら、必要なものはできる限り支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

周知状況をお聞きしましても大変厳しい状況もある。今回の国の補正予算の中でも介護従事者の賃金のアップであるとかですね、そういったこともうたわれたりしていますので、そういう中で、やはり事業運営としては非常に厳しい状況になるのかなというふうに想像もされるわけで、何とかそこはよろしくお願いしたいと思います。

次に、16 ページに定期予防接種費用助成金ということで計上いただいています。以前にも質問させていただいたんですが、今回、厚生労働省のほうの専門部会が18日、昨日ですね、带状疱疹ワクチンの定期接種の関係で来年度、来年4月から定期接種に

向けてまとめられたと。原則 65 歳以上の人ということになってますが、これにつきましては、まだこれから多分、国のほうから具体的なお示しがあるんだろうと思いますが、これについてのお考えをご答弁願います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ご質問の内容でもありましたように、国の審議会のほうで、多分、来年度にかかる前には各市町村への説明、また制度の構築のほうをされてくるかと思えます。本町におきましても、前回の議会でも高山議員からご質問をいただいております、福祉課内で、近隣または全国的な状況のほうを精査しながら、国の動向を見ながら、どのように進めていったらいいかというのを今検討しているところでございますので、また国の方針が決まり次第、一定の方向を出せるかと思えますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

以前ご質問させていただいたときには、やはりワクチンという性格のものでですね、ワクチンによるいろんな問題、課題とかもあるだろうということで、そういったことも国のほうも確認しながら取り組んでいきたいというようなご答弁でございましたので、その辺も含めまして、これから国の方針を受けて対応いただければと思います。特に当事者の方々は大変お困りな部分もございますのでね、そこはよろしく願いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○ 7 番（畑 武志君）

それでは、確認を兼ねてお聞きいたします。

20 ページから 21 ページなんですけど、町道中溝学校線改良事業 3,400 万円、工事請負費が組んでおります。これは通称役場向出線とこのように思うんですけどね、これについての工事の期間、それから、前のときにもお聞きいたしましたが、これにつきましての地元の説明会、今までまだ何も持っておられないと思うんです。これについての答弁を願いたいと、このように思います。

○ 議長（吉田哲也君）

建設事業課係長。

○ 建設事業課係長（森脇保浩君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

町道中溝学校線拡幅改良工事の 3 工区につきましては、来年の 2 月入札予定、そして 3 月中旬から 4 月には工事を始めさせていただく予定で進めております。

地元説明会につきましては、年明けに開催することで今現在調整中でございます。

以上です。

○ 議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○ 7 番（畑 武志君）

分かりました。

もう一つ懸念するのはね、第 3 工区を工事にかかるとすると、今現在、わらくの車の通行なんですけど、これについては恐らく南から入ると思うんですけど、その辺の話はできたんか、これについてもお伺いします。

○ 議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今回の工事につきましては、1工区、2工区、3工区という形で分かれまして、中溝学校線という路線名で府道から和束笠置線の間を整理するということになっております。今、畑議員がおっしゃられましたとおり、一番想定されるのは、わらくは1日200台程度の車が往来しているということでございます。これにつきましては南区長をお願いをしまして、11月の半ばから12月の初旬にかけて地元の方に説明をいただきました。この結果、工事に協力することについての了解を取れてます。これも取れた上で、先ほど建設事業係長が説明しましたように、地元説明会の開催に向けて、本日の補正を承諾いただければすぐに入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

これについてはありがとうございました。

それに絡めて、第1工区の中で健康福祉センター交流側、南側公園整備事業、これについて説明をお願いしたいと、このように思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ちょっと聞き取りにくい部分がございましたが。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

14ページの健康福祉交流センター南側公園整備工事、これについて詳しく具体的

に説明をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、説明させていただきます。

先ほど来、説明しておりますとおり、第1工区は、今の仮設の駐車場に向かつての府道からの接続と考えてます。第2工区につきましては、健康福祉センターの「c h a n o v a」の東端からわらくの間、旧中和東小学校の間、これが2工区、3工区につきましては、わらくから和東笠置線の間、3工区を1路線として、役場向出線と中溝学校線の改良工事を今回行うということでございます。

今ご質問の部分につきましては、2工区になると思います。2工区につきましては、用地交渉の関係等も含めまして、それと「c h a n o v a」周辺の環境整備も含めまして、また現在、「c h a n o v a」の一番東端のほうですが、これは公用車と職員の駐車場がございました。これについては前回の臨時会等で承認をいただいたところなんですけども、これも含めまして、周辺の一定の景観を含めた整備を現在計画しております。これも今回の補正予算に上げさせていただいてる分でございます。この工事をすることによって、駐車場と南側の、特に議員各位におかれましては、何回か施設の現地調査を行っていただいたと思うんですけど、南側が全てガラス張りになっておりますので、ガラス張りの向こう側の見える景観の整備も含めた公園と、それから一部公園に付随する駐車場の整備を含めて用地の取得ができましたので、この部分について工事をしたいと。

今回1工区の工事を発注し、3工区の工事を発注し、2工区を一番最後に、公園周辺の整備と併せて行いたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○ 7 番（畑 武志君）

それでは、第 1 工区、第 3 工区をさきにやって第 2 工区をやると。この駐車場については、これは前の議会でもお聞きしました。いわゆる残置というのか、残ったところはこれで了解しております。

一番懸念するのは、先ほど係長からいただいた第 3 工区なんです。3 月の入札を打って、4 月に工事にかかるのか、それとも、もしくは 5 月、6 月にずれ込むのか、その辺はまだ何も決定はしてないです。恐らくそんなに大変な工事がないと、このように思うんですけどね、これを通行止めにするによって山城建設の前に回る車はかなり増えてくると、このように思うんです。これは工事の関係で仕方がないと思います。よろしくお願いいたします。

それから、最後にもう 1 点だけ、林業費の中の工事請負費、林道鷲峰山線応急補修工事 100 万円ですか、これについての説明だけお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、鷲峰山線、金胎寺に向けて上がっていく道の左側の路肩が崩壊しておるため、工事をさせていただく費用でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それでは、先ほど高山議員のほうから、冒頭、物価高騰対策について少しお話がありましたけども、それに関連しまして、私のほうからも少し確認しておきたいと思い

ます。

先ほどありましたように、国の補正予算の成立を受けて、いわゆる地方への支援金の支出というのでも決定をしてくれているわけですが、今後デジタルポイント等も活用しながら、一定、できるだけ迅速にという話がありましたけども、もちろんそれはそれでお願いしたい面もありますが、やはり今、本当に物価高騰というのがこれまでに以上に月々ずっと深刻になっていると。今、キャベツが500円ぐらいするという状況があるということもよく言われますけども、年明けからもいろんなものが値上げになっていくというような状況もある中で、住民生活の大変厳しい状況がございます。

そういう点では、国から降りてくる支援交付金を十分に活用することはもちろんですけども、その規模だけにとどまらずに、町としてもですね、基金等もやはりこういうときにこそ活用して、支援金プラス独自の財源も含めて、より広い方もそうですし、より大きい規模で支援を考えるということが大変大事じゃないかというふうに私は思うんですけども、その辺の考え方についてお聞きしたい。

それから、先ほど低所得者の方への3万円の給付について、3月の議会という話がありましたけども、いわゆる全体の今考えておられるポイントの活用も含めてですけども、対策というのは、より早い具体化が必要だというふうに思っております。臨時議会等の対応も含めて、3月定例会を待たずに考えていただきたいと思ってるんですけども、その辺のほうも含めてお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ただいま岡本議員がおっしゃられたとおりでございます。かなり物価高騰は厳しく、今日からまたガソリンが値上げされるというようなことも聞いておりますし、薬物野菜が高くなっているという話もニュース等でも見ております。その点につきましては、

先ほど税住民課長が答えましたとおり、時期を確認しながら、ほかのことも若干また出てくるかも分かりませんので、それも含めて皆さんには臨時議会をお願いすることもあるかと思います。その中でご審議いただいてご理解願ひ、ご承認いただけるようこちらでも努力させていただきますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

本当に具体化できたところからでも、ぜひ一日も早い支援を具体化していただきたいというふうに思います。

それで、税住民課長にちょっと確認をしたいんですけども、これまでですね、今年、令和6年度の関係でいいますと、いわゆる定額減税というのが行われております。所得税、それから住民税の定額減税ということでこの間、行われてきたんですけども、先日国会でもですね、例えば、調整交付金などの支給とか、そういう全ての方に行き渡るという意味での給付というふうに政府は言ってますけども、なかなかそれが申請漏れであるとか、そういったことも含めて行き渡っていない状況があるってことが議論されておりました。その辺、和束町としての定額減税の調整交付金等がしっかりと皆さんに交付されてるか、漏れはないかということですけども、その辺、現状はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

定額減税の給付にいたしましては、実績で602件2,514万円という形で、辞退については1件1万円のみとなっております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

政府としては全ての方に減税を行き渡らせるということでされた事業でもありますので、可能な限り、全ての方に漏れなく行けるように確認もしていただきながら、実施していただきたいということは要望しておきたいと思います。

次に、一般会計の15ページですけども、放課後児童対策費の関係で福祉課長にお聞きしたいと思うんですが、これまでも要望しておりましたけども、学童保育としてのトイレですね、ご存じのように外付けになっていて、夏の間は大変暑いという状況もありますし、今は真冬ということでは大変寒いという状況もあるわけですが、それはそれとしてありつつも、やはり同じ学校の児童が利用しているということでもありますので、一番直近の一番近いトイレぐらひは使えるように学校と調整してほしいということで繰り返し要望もしてまいりましたけれども、その辺の今の現状はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問をお答えさせていただきます。

従前からご質問なり要望なりいただいておりますが、先日、連合教育委員会の学校教育課長とこの件につきまして協議のほうを何回か進めております。いきなり利活用できるようにというのは、学校側、また教育委員会サイドの考え等もございますので、取りあえず何らかの方法は取れないかということで、今調整しているところでございます。できるだけ早いうちに、よりよい方向に進めようというふうに進めているところでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

学校のほうの管理の関係とかももちろんあるということは存じてるわけですが、やはり知らない子どもが来てるわけではないということもありますし、出たところにすぐトイレがあるわけですので、ぜひいい方向でというか、使える方向で調整のほうをしていただきたいというふうに思います。

次に、19、20ページの鷺峰山トンネルの開通関係の関連なんですけども、先ほど式典の案内をいただきましてありがとうございました。これ自身は本当によろしくといいますか、念願の開通ということで、大きな前進だというふうに思うわけですが、今日、冒頭言われましたように、今後いろんな意味でのいい意味での効果が生まれるように努力していきたいというふうに思うんですけども、ただ一方で、これは既に住民の方からもいろいろ心配の声も出てるんですけども、やはりこれまで犬打峠自身が大変狭隘で大型車も通れないという道路だったと。それ自身は不便ではあったんですけども、ただ、そういう大型車両が入ってこないという意味でのものもあったと思うんですけどね、立派なトンネルができたことで、今後そういう車両も来やすくなるという状況が出てまいります。やはり車両自身の増加ということも十分に考えられるというふうに思っております。

そういう点で、委員会のほうでも一定お話もしたんですけども、町長にですね、やはりその辺の開通後の車両が増えていくという部分での安全対策、特に先日も答弁ありましたけれども、163号線ですね、宇治木屋線の笠置方面からという行き来が抜け道になってくるという状況もある中で、やはり道の傷みも早いですし、また杣田や南地域辺りの大変狭い道の中で車両が増えていくとなりますと、大変、交通事故等の危険も増えるというのはあるわけですので、その辺も含めて、開通後の安全対策等についての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

取りあえず開通することについての喜びは私もかなり喜んでおりますし、一日も早いこと開通していけることを願ってきた1人ですので、ありがたく思っております。

今言われていることにつきましては、開いた後に交通量が増えるのではないかということです。これは道路管理者のほうの話なんですけども現時点、トンネルの開通に向けましての計画的に見ている台数でいいますと、約3割は交通量が増えるんじゃないかというような試算が出ているみたいです。

そういう中で、町としましては、取りあえず宇治木屋線と木津信楽線の間の交差点から国道163号の2方向に行く分でございます。まず、1方向目の木津信楽線につきましては、沿道の拡幅改良工事をできるだけ早く行ってほしいということは、京都府に対して強く要望しているところでございます。これで一番先に危険であると言われている高橋のバス停付近につきましては、事業着手、用地買収等にも着手していただいているという状況でございます。

あと残すところは、高橋から撰原間、それと白栖橋から長井間、この部分についての拡幅についてお願いしたいと。これにつきましては、うちのほうも森林整備等の部分も含めまして何とかならないかということは以前から協議しているところでございますので、この辺の事業を交えながら何とか前へ持っていきたいということで考えております。

また、あわせて、宇治木屋線、木津信楽線のローソンのところから杣田を抜ける木屋峠、これにつきましては1.5車線改良、若干ずつ拡幅しながら、取りあえず広げて、待避場を造っていくというような形で計画しておりまして、現在のところ、今できておりますのが、杣田公民館前のところが拡幅が一応終わっております。

ただ、杣田区長からも、これだけではまだ不十分だというような要望書も出ており

ますので、これに向けても、今後、宇治木屋線の全線の拡幅改良も含めながら要望を進めてまいりたいということで現在考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そこは一定具体的なことも含めて今検討いただいてること自身は大変ありがたい話だというふうに思うんですけども、車両が今3割ぐらい増えるんじゃないかという予測もされてることなんですけども、やはりどの程度の増になるかということは、まだ通ってみないと分からない面もあります。また、どのような車両が増えるかということも含めて、また曜日によって変わってくると。いわゆる観光シーズンとかいう部分については平均的に多いという状況も出てくると思いますので、その辺もよく確認もしていただきながらですね、やはりこのことで交通事故が多発するような状況がないように、京都府とも連携いただいてやっていただきたいと思います。

次に、21ページ、22ページの関係で、いわゆる教育委員会費の関係に関連しまして一つお聞きしておきたいんですけども、先日9月議会でも議論になりました空調の整備の問題なんですけども、そのときには町長からも、一定前向きなというか、考えていくというような答弁をいただいたというふうに思います。ただ、先日、東部連合の議会があったと聞いておりますけども、そこで改めて南山城村の議員のほうから、学校体育館等の空調について整備の方向性が問われたとは聞いておりますが、教育委員会としてはなかなか前向きな答弁ではなかったというふうに伺っております。

ただ、その次の翌日に新聞紙上で、府立高校の体育館も整備していくという方向が府の教育長からも表明されたということが新聞報道もありました。全体として、災害対策も避難所としての機能対策も含めて、学校体育館に空調を整備していくことは大きな流れになっているというふうに思うんですね。そういう点で、町長としてね、

やはり連合の副連合長もされてますけども、そういう流れを止めずに、和東町の小中学校の体育館でも、可能な限り早い段階に整備できるように調整していくってことをぜひ私はしていただきたいし、本来なら来年の夏に何らかの間に合うようなということも含めて、本当に毎夏毎夏が大変な暑さになっている状況もある中で、やはり急いでやっていただきたいと思うんですが、町長のお考えはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

前向きな答弁であったと僕は受け取っておるんですけども、和東町の和東小学校、和東中学校だけを取って私のほうから答弁させていただきますけども、基本的には、空調の整備については、必要なところを必要なようにしていくということで考えております。

和東小学校につきましては、まず小学校の校舎の中にあるホール、この部分についての空調整備はできないかというような要望もあったりもしますし、それから体育館については何とか早い時期に空調整備してほしいという保護者からの直接の声も聞いております。町としましては、防災設備というよりも、まずは学校教育の中で必要なところから必要な部分に関して、教育委員会を通じてですけども、学校側と調整しながらできることをやるということで考えてはいます。

ただ、あくまでも教育の観点からの話と、それから防災の観点からの話になります。今回、防災の観点から言いますと、そういうような交付金が出てきているのも事実あります。その辺も熟読しながら、使える制度を使いながら今後検討していきたいということで考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今の町長の答弁では、基本的に整備に向けていろんな形で検討していきたいということで答弁されたということで確認をしておきたいというふうに思いますので、できるだけ早く対応していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、総合保健福祉施設の関係で少し確認だけしておきたいんですけども、いわゆる総合保健福祉施設自身が年内に建築完了ということで聞いております。今後稼働に向けて準備もあると思うんですが、一つ確認したいのは、今、社協等が利用されております老人福祉センターですね、今、間借りというか、仮で業務をされていますけども、あそこが空いたときに、あそこ自身の今後の利用方法というのはどのように議論されているかということですね。そこは分かる方で結構なんですけども、それと、あと、国民健康保険診療所の駐車場ですね、あそこも建物もそうですが、あそこも一応駐車場としては基本的には利用し続けるとは思いますが、ただ、やはりかなり老朽化してるというか、いろんな状況もありますので、一定再整備のほうも必要かと思いますが、その辺の方向性はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

先日の管理職会議でも管理職に対して私の考え方を伝えたところなんですけども基本的に、ある公共施設については遊休化させない方向で検討しなさいということでございます。今回新たに建てる施設に全てのことが集中する。新しいからそこを使おうという考え方はやめてくださいというような考え方で各課に令和7年度の予算編成も指示を出したところでございます。ただ、確かに老人福祉センターにつきましては40年近い年月が経ちまして、それなりの改修等が必要であるのかとか、それから今の国保診療所につきましては今後耐震がどうなのかというようなことも含めまして、遊

休施設にならないように、町として活用できるような方向性を見いだすということをして、先日の１２月の管理職会議で課長に指示をしたところでございますので、それにつきましては、今後、有意義な使い方ができ、遊休施設が出ないような整備を考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、水道会計の関係で１点だけ確認しておきたいんですけども、いわゆるこの間、新聞報道でも繰り返言われておりますけども、P F A Sの関係ですね。この間、全国的な調査が行われて、和束町の数値も出ておりましたけども、和束町では１１、１０当たりの数値になっております。いわゆる５０という国の基準からすれば下回ってはいるんですけども、ただやはり今後、より丁寧な検査とか箇所数も含めて、より詳細な検査が必要になってくると思いますし、また、もともと自然界にないものですから、なぜそれが混入してるのかという意味では、どこかでそういうものが入り込んでるという状況がありますので、そこは一体何なのかということをちゃんと特定していくということも今後必要になってくるといふふうに思うんですけども、その辺の今後の取組について、今の段階での町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

私がP F A Sを確認したのは、今から４年ほど前の話です。今言われたとおり、人工的に作られたフッ素化合物だということで確認をしております。その当時から全国簡易水道協議会の中では話題になっておりました。基準値がまだ明確に出されていな

い。日本でいうと50ナノグラムぐらいのところで見ているという数値があったり、アメリカではその10分の1の数値を見てるという状況でございます。フッ素化合物がどれだけ人体に影響するのかということについては、まだ解明もされていないというような状況です。

今言われたとおり、ここ数日、府内、それから国においても、またニュースにおいても取り上げてられています。先日の町村会の会合の中でも、検出された町村長につきましては、これはかなりの危機だということによっておられるところもございました。うちにつきましては、今、国が示す数値内にあるということですが、これは定期的な検査等を実施しながら、国の方針、それから方向性を見ながら、安易に大丈夫だということじゃなくて、しっかりと監視をしながら対応していきたいということで考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

8ページ、歳入なんですけども、損害賠償金で20万円が入ってるんですが、その説明をお願いしたいんですけど。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課係長。

○建設事業課係長（森脇保浩君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年12月に訴えの提起を議決いただきました町営住宅の放火事件に係る損害賠償請求につきまして、令和6年11月に和解が成立しました。その和解が損害賠償請求額のこちらの要求どおり和解することになりましたので、そちらの分割納付の金額を今年度計上させていただいているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

分割納付とおっしゃられましたね。総額幾らぐらい入ってくるわけですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課係長。

○建設事業課係長（森脇保浩君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらの損害賠償請求額は合計で1,474万8,100円のうち毎月4万円で、今年度につきましては、11月から3月までの5か月分の20万円ということになっております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

かなりの時間がかかりそうですね。それはそうとして、そして先ほど畑議員のほうから質問がありましたけど、20ページの鷲峰山線の補修工事100万円、これですね、場所の確認をしたいんですけど、林道から宇治田原町の立川まで抜ける道があるんですけども、そこの路肩が崩れてるんですね。その修理かどうか、その辺の確認をしたいんですが、答弁願います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

村山議員のおっしゃってる場所が私自身理解できてないんですが、宇治田原と和束町の町境、金胎寺に向かって町境というんですかね、そこから50メートル程度下ったところの左側、今現在コーンを設置してある部分です。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

せんだって、森林組合のほうで、さいめん監視のほうで山へ行きまして、そこが陥没していると。コーンが立っていたのか、今うろ覚えなんですけどね、場所の確認だけしておいてもらいたい。林道に面してるところでよろしいんですね。はい、結構です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第53号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第53号 令和6年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 4 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 5 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 5 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 6 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 6 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 7 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 5 7 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、和束町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

和束町選挙管理委員会委員及び補充員は、お手元に配付しております候補者名簿のとおり、選挙管理委員会委員に小西弘芳君、矢野利春君、西辻信夫君、西島 剛君を、選挙管理委員会補充員には宗 真也君、杉本龍也君、稲垣公美君、久保見修一君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、選挙管理委員会委員に小西弘芳君、矢野利春君、西辻信夫君、西島 剛君が、選挙管理委員会補充員には宗 真也君、杉本龍也君、稲垣公美君、久保見修一君がそれぞれ当選されました。

日程第10、発議第10号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、私のほうから、発議第10号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

国連の女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連総会で採択された付属の条約で、女性差別解消に重要な役割を果た

すものとして２０００年１２月２２日に発効しました。条約の締約国が個人や集団として条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報できる権限を認め、国連が通報に基づいて調査・審査を行い、当事者や政府に意見や勧告を送付する内容となっています。

日本政府は選択議定書の批准を検討中としていますが、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、選択議定書の批准を繰り返し勧告しており、政府は、第５次男女共同参画基本計画でも早期締結について真剣な検討を進めるとしています。よって、国において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるため、本意見書を提案するものです。

それでは、意見書の朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第１０号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定に基づき提出します。

令和６年１２月１９日

提出者 和束町議会議員 高山豊彦

和束町議会議長 吉田哲也 様

裏面をお願いします。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

昭和５４年（１９７９年）、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本も昭和６０年（１９８５年）に同条約を批准した。現在では、世界で１８９か国が批准している。

さらに平成１１年（１９９９年）には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議、採択され、平成１２年（２０００年）１２月に発効している。現

在、条約批准国 189 か国中、議定書批准国は 115 力国で、日本はまだ批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、今年開催された世界経済フォーラムで発表された男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数 2024」では、日本は 146 か国中 118 位であり、前年より改善したものの下位に甘んじている。

政府は、第 5 次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 19 日

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

外務大臣 岩屋 毅 様

内閣官房長官 林 芳正 様

こども政策・少子化担当大臣 三原 じゅん子 様

(男女共同参画)

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第10号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を原案
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第10号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める
意見書は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時23分～午後2時40分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、発議第11号 健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書を議題

といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

発議第11号の提案理由を申し上げます。

12月2日から、政府は、国民多数の不安や疑問を置き去りにしたまま健康保険証の新規発行を停止しました。これは命と健康の命綱である健康保険証を無理やり取り上げ、任意であるはずのマイナンバーカードの保有や保険証の紐付けを強制するもので、明らかな違法行為です。個人情報漏えいやマイナ保険証のトラブルは今も頻発しており、カード自身の更新も今後控える中で今後も混乱は続き、最悪の場合、無保険者を生みかねない危険性があります。

このような乱暴なやり方は到底許されず、保険証の新規発行の停止や廃止方針の撤回が求められております。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

発議第11号

健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和6年12月19日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書

政府は12月2日に現行保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証への一本化を強

行しました。しかし、マイナ保険証の利用率は今なお１割台と低迷し、多くの国民が不安や疑問を抱えています。厚生労働省は、混乱を避ける目的で、１２月以降に７５歳に到達した高齢者に限り特例で資格確認書は無条件で配布する措置をとりましたが、これは国民、特に高齢者の不安が強いことを政府自ら認めている証拠です。政府は保険証廃止を撤回すべきです。

政府が主張してきた「特定健診、救急搬送時の情報共有が可能」「重複投薬の回避」「医療現場の負担軽減」などのメリットはすでに破綻しています。その一方で、マイナ保険証には大きなリスクが存在します。最も深刻な問題であるマイナンバーの紐付けの誤りは今も発生しており、構造的に避けられない欠陥があり、最悪の場合は命に関わります。カードリーダーの不具合により資格確認ができないトラブルも後を絶ちません。無条件に交付されてきた保険証の廃止は、無保険者を多数生み出す危険性を高め、皆保険制度を崩壊させかねません。

そもそもマイナンバーカードの取得や保険証との紐付けは強制ではなく任意です。任意であるのならマイナ保険証と紙の保険証を併用できるようにすべきであり、マイナ保険証への一本化は事実上の強制になります。一方で、今後、紐付けが予定されている運転免許証は併用が認められています。保険証のみを廃止するのは全国民にカードを取得させたいからに他なりません。命綱である保険証を「人質」にとるやり方がますます国民多数の不信を招き、不安を増大させている現実を直視すべきです。

政府においては、健康保険証の新規発行の停止を中止し、保険証廃止を直ちに撤回することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年１２月１９日

内閣総理大臣 石破 茂 様

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

デジタル大臣 平 将明 様

よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第11号について賛成討論を行います。

意見書の冒頭にもあるように、国民多数の声は、「紙の健康保険証を存続してほしい」であり、マイナ保険証の利用に不安を抱えております。厚労省が12月以降に75歳以上に到達した人に無条件で資格確認書を発行するようにしたのは高齢者の中の混乱を避けるための措置らしいですが、これもあくまで新規の方だけであり、期限も来年7月末までで、その際に再び選択が迫られる中途半端な対応にとどまっております。

現行の保険証が期限切れとなった後、マイナ保険証を持たない方には資格確認書が交付され、現行保険証と同様に使用できます。持つ方には資格情報のお知らせを交付しますが、これはあくまでマイナ保険証のトラブル時用の証明書であって、保険証としては利用できませんが、トラブルがいつ起こるか分からないので常に携帯が必要になります。これらは紙の保険証さえあれば何の問題にもならないことで、極めて無駄で不合理なことです。

政府が強調するメリットも、意見書にもあるようにすでに破綻しております。例えば、特定健診の情報の医療機関での共有は、かかりつけ医ならカルテで必要な情報は得られますし、救急搬送の場合、仮に「マイナ保険証」があっても改めて検査・診断する必要があると言います。重複投薬の回避も、「マイナ保険証」で新しい処方箋が反映するのは1か月も先になり、「お薬手帳」で十分対応できるものです。その一方で、マイナ保険証のリスクは意見書にもあるように極めて深刻です。紙の保険証さえあれば回避でき、そもそも起きようがないリスクを押しつけるやり方はきっぱり中止すべきです。

重ねて繰り返しますが、マイナンバーカードを持つかどうか、マイナ保険証にするかどうかは個人の自由であり、義務ではないことは政府も見解を変えておりません。そうであるならば、紙の保険証を選択肢として残し、併用すればよいことです。来年、カードへの紐付けが予定されている運転免許証は廃止せず併用を認めており、保険証も同じ扱いにすればよいのです。政府がそうしないのは保険証は全国民が持つものだからであり、全国民へのカードの強制が目的だからに他なりません。

国民の命と健康の命綱である健康保険証の取り上げは直ちに撤回・中止することを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第11号 健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第11号 健康保険証廃止の撤回、見直しを求める意見書は、否

決されました。

日程第 12、発議第 12 号 北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

発議第 12 号の提案理由を申し上げます。

この間、北陸新幹線の延伸計画をめぐり、矛盾が大きく広がり、混迷を深めております。経費の膨張とともに、府民・市民の中での疑問や批判が強まるもと、延伸を推進してきた京都府や京都市も慎重な姿勢を示し、自民党府議団内での異論や見直しを求める声が噴出し、現行計画に固執する自民党国会議員とのあつれきも報道され、先日は、京都仏教会が小浜ルートの再考を要請するとの報道がありました。

工事着工のめどもなく、工事費用も当初の 2 倍以上にも膨らみ、環境面でも様々な問題が指摘されている北陸新幹線延伸計画は、もはや破綻しております。無理に計画を進めれば甚大な環境破壊となり、途方もない負担を府民、自治体に押しつけることになることは明白であります。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 12 号

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 6 年 12 月 19 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

北陸新幹線の延伸計画については、国交省が２０２２年１２月に「２０２３年度着工断念」、２０２３年８月には「２０２４年度着工は困難」とするなど、着工のめどは全く立っておりません。さらに、今年７月には「延伸費用が２倍に膨張」とマスコミ各紙が報道し、投資効果の低下による着工条件への影響も指摘されています。

「延伸計画」は、敦賀から新大阪間の８０％がトンネルで、巨大なトンネルが京都の地下を縦断することにより発生する土砂は８８０万 m^3 にのぼる上、処理方法も示されていません。土砂に含まれるヒ素等の重金属の処理、河川や地下水の枯渇や漏出の問題も指摘され、地場産業や農業等への影響も懸念されています。

これまで建設費は２兆１，０００億円とされてきましたが、国交省は資材高騰などにより最大５兆３，０００億円に増加すると試算しています。着工の条件とされる費用便益費は、これまで１．１で目安の１を上回っていましたが、建設費膨張で１を下回る可能性が大きくなっています。着工の条件そのものが大きく揺らいでいます。

このような中、石川県議会が米原ルート検討を求める決議を可決し、京都では自民党府議団が西脇隆俊府知事に「ルート再考」を求める要望書を一旦提出するなどの「混乱」も起きています。同時に、様々な問題点が浮上する中で京都府内各地で計画に反対、見直しを求める声が広がり、地元地方紙も社説で延伸計画の見直しを主張するに至っています。

以上の状況からも、北陸新幹線延伸計画の破綻は明らかであり、このまま推進することは無謀であり、不可能と言わざるを得ません。今必要なのは、無謀な新幹線整備ではなく、生活に不可欠な地域公共交通の維持・充実です。鉄道の無い本町の公共交通である路線バスは利用者の減少、料金値上げ、便数の減少の悪循環を繰り返し、昨年には一部路線が廃止されました。バスと接続するＪＲ関西本線、大和路線も本数減少が続くなど、通勤・通学・通院などの生活を支える公共交通は極めて厳しい状況で

あり、まちづくりにも深刻な影響を及ぼしています。

政府においては、破綻が明らかな北陸新幹線延伸計画を中止し、衰退が著しい地域公共交通の再建・維持・充実にこそ責任をもって取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

内閣総理大臣 石破 茂 様

国土交通大臣 中野 洋昌 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第12号についての賛成討論を行います。

北陸新幹線の延伸計画、とりわけ小浜ルートは、莫大な費用や8割が地下トンネルによる建設で、残土の処分をはじめ自然環境への影響や地下水の枯渇等による地場産業への影響など、当初から多くの問題を抱えた事業であり、そもそもの必要性も常に問われてまいりました。そこに、意見書にもあるように、最近になって整備費用が当初の2.1兆円から5.3兆円へと2倍以上に増大する予測が明らかになり、工期も当

初の１５年から最大２８年と、これも約２倍になる等、当初計画を大幅に変更せざるを得なくなっております。そのため、事業効果を図る費用便益率も着工条件の１を下回ることは確実とされ、地元紙の社説でも「もはや画餅」、絵に描いた餅と断じ、「前提が大きく崩れた。このまま押し決めれば、京都の自然や財政に多大な負荷をかけ、地域に深刻な亀裂が生じかねない」と計画の再考を促しています。京都府に再考を求めると報じられた京都仏教会は、トンネル建設に伴う影響の大きさを問題視し、自然を敬い、共存する仏教の教えからもかけ離れた「千年の愚行」とまで言及し、厳しく警告しております。

１１月２８日には、国の諮問機関である財政制度等審議会が来年度予算編成に向けた建議をまとめ、北陸新幹線延伸に関わり、着工判断には費用を上回る投資効果を見込むなど「着工５条件」を遵守することや、長大トンネル建設、費用など「リスク」があることを提言。「着工５条件」とは、①安定的な財源見通し②収支採算性③費用を上回る投資効果④営業主体となるＪＲの同意⑤並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意の五つで、政府・与党も条件を満たすことが必要と合意しております。

財政審の建議では、これまでの整備新幹線計画においては、着工５条件は全て確認された場合のみ着工してきたとし、考え方を変更する事情は考えられないと指摘し、①見切り発車により無駄が生じるリスク②長大トンネルのリスク③建設発生土処理や地下水などによる環境リスク④地方公共団体の同意を得られないリスク⑤事業費の増大リスクの「五つのリスク」を提示しています。現在の状況をリアルに見れば、これらのリスクをクリアできる条件はなく、着工条件を満たすことはほぼ不可能と言えます。

与党の整備委員長を務める参議院議員は、「財源は政府が負担すればよい」などと述べ、費用対効果が１を切っても着工を強行する姿勢を示していますが、あまりにも無責任と言わざるを得ません。このような無謀な計画が実行されれば、自然環境や地場産業がどれだけ壊され、住民負担や自治体負担がどれだけ膨らむのかも分からず、

もはや中止しかありません。ルートをどうするかではなく、計画そのものを中止する決断が求められています。

意見書の後半で指摘しているように、今必要とされているのは莫大な予算を投入して必要もない新幹線を整備することではなく、路線バスや地域の乗合交通、鉄道の在来線を維持し、より便利な公共交通として復活させていく施策にこそ予算を傾注することです。新幹線の整備とともに必ず並行する在来線は切り捨てられ、地域の公共交通は疲弊してきました。無駄な新幹線への巨費の投入は、地域の公共交通への予算をますます細らせることは明らかなです。

以上のことから、北陸新幹線の延伸計画はきっぱり中止すべきであることを重ねて指摘し、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１２号 北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成、反対同数です。

したがって、地方自治法第１１６条第１項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

議案第１２号 北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書は、議長は否決と採決いたします。

日程第１３、発議第１３号 企業団体献金の全面禁止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 13 号について提案理由を申し上げます。

10 月末に行われた総選挙では、自民党の裏金問題への国民の怒りの審判が下され、自公過半数割れに追い込む結果となりました。この国民の審判に真摯に正面から応えるのであれば、裏金問題の真相解明とともに、裏金の原資となった企業団体献金を全面的に禁止することが求められます。しかし、自民党は企業団体献金の禁止を拒否し、石破総理は企業献金と個人献金を同列扱いし、表現の自由とさえ強弁するなど、全く反省のない姿勢に終始しております。これは国民の審判を軽んじ、ないがしろにし、今後も裏金政治を継続するというものであり、到底許されません。国民の審判に応え、企業団体献金の禁止に踏み出すことを強く求める立場から、本意見書を提案します。

別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 13 号

企業団体献金の全面禁止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 6 年 12 月 19 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

企業団体献金の全面禁止を求める意見書

先の総選挙では、自民党の裏金問題に対する国民の怒りが広がり、自民・公明与党が過半数割れ、少数与党に追い込まれる厳しい審判が下されました。この審判を真摯に誠実に受け止めるのであれば、裏金問題の真相解明を行うとともに、資金の原資であり、問題の根本にある企業団体献金を全面的に禁止することが求められています。ところが石破政権も自民党も国民の審判を無視し、裏金問題の真相解明に背を向け、

企業団体献金も引き続き温存・継続を主張するなど、全くの無反省な姿勢に終始しています。そればかりか選挙後も新たな「裏金」が発覚し、来夏の参院選挙に向けても裏金議員を公認する方針を示すなど、問題をうやむやにし幕引きを図ろうとしていることは民意に反します。

裏金は政治資金パーティーで企業から巨額のカネを集めてつくられたものであり、抜本的な再発防止策は、政治資金パーティーを抜け道とした企業団体献金も、政党・政党支部への企業団体献金も全面的に禁止する以外にありません。

そもそも30年前、政治家個人への企業団体献金は禁止したものの、政党支部とパーティー券は温存する抜け道が作られたことが今の裏金政治につながっています。企業は利益を求めるのが当然であり、企業献金は本質的に賄賂性を持ちます。選挙権を持たない企業が多額の献金で政治に関与することは、主権者である国民の政治参加の権利や選挙権を侵害するものです。その結果、主権者である国民の声よりも多額の献金を行う企業の意向と利益が優先されることになり、大企業には減税や税制上の優遇、国民生活には増税や社会保障の削減などが繰り返されました。大企業は史上空前の利益を上げる一方、労働者の実質賃金は下がり国民所得は減り続ける、これこそまさに企業団体献金によって政治が歪められた厳然とした結果と言わざるを得ません。

以上のように、裏金問題の再発防止をはじめとした「政治とカネ」問題を根本的に解決し、主権者である国民の政治参加と選挙権を守るためにも企業団体献金を全面的に禁止する以外にありません。政府においては、先の総選挙での国民の審判と民意に正面から真摯に応えるよう強く求めるとともに、国会においても民意を踏まえ、速やかに企業団体献金を禁止する措置を行うよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１３号 企業団体献金の全面禁止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第１３号 企業団体献金の全面禁止を求める意見書は、否決されました。

日程第１４ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第１５、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

まずもちまして、全議案ご承認いただきましてありがとうございます。

今年は1月1日の能登震災から始まりまして、震災の多い年でありました。その中でも一番気になりますのは、南海トラフの地震ですね、これが一番身近に発生したのかと思っております。

顧みますと、和束町につきましては、今年1年間、一度も警報が出ないということで、安心安全なまちであるということも証明できたかと思っております。そういった中で、今年につきましては57議案を提案させていただきました。いろいろ手厳しいご意見もいただきながら、全ての議案につきましていろんな意味で事業が進められるということになりましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。

ほっとしながら令和6年を終わらせていただくわけですが、また令和7年、改めてお願いすることが多々あるかと思っておりますが、お願い申し上げまして、皆さんに取りましては、よき年となりますよう家族そろって温かいお正月を迎えられますことをご祈念申し上げまして、今期定例会の閉会に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。

今期定例会、非常にお世話にありました。ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これもちまして、令和6年和束町議会第4回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時09分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 山 本 達 也

会議録署名議員 高 山 豊 彦